議案第37号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例(昭和37年条例第69号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

# 提案理由

火災予防に関する総務省令(対象火気設備等の位置,構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令)が改正され,急速充電設備の全出力の上限が撤廃されることに伴い,本市においても同様の措置を講ずるとともに,喫煙所等における標識について健康増進法においても設置が必要とされていることを踏まえ,標識の設置に係る規定の整備を行うほか,所要の整備を行うため,本条例の一部を改正するものです。

## 取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例(昭和37年条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

# 改正後

### (急速充電設備)

- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部 で変圧して、電気自動車等(電気を動力源 とする自動車,原動機付自転車,船舶,航 空機その他これらに類するものをいう。以 下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを 電気自動車等に接続するためのものをい う。以下同じ。)を用いて充電する設備(全 出力20キロワット以下のものを除く。)を いい、分離型のもの(変圧する機能を有す る設備本体及び充電ポスト(コネクター及 び充電用ケーブルを収納する設備で,変圧 する機能を有しないものをいう。以下同 じ。)により構成されるものをいう。以下 同じ。)にあっては、充電ポストを含む。 以下同じ。)の位置,構造及び管理は,次 に掲げる基準によらなければならない。
  - (1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット 以下のもの及び消防長が認める延焼を 防止するための措置が講じられている ものを除く。)を屋外に設ける場合にあ っては、建築物から3メートル以上の距 離を保つこと。ただし、次に掲げるもの にあっては,この限りでない。
    - ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁 で開口部のないものに面するもの イ 分離型のものにあっては、充電ポス
  - (2) その筐体は、不燃性の金属材料で造 ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポ</u> ストにあっては、この限りでない。

## 改正前

## (急凍充電設備)

- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部 で変圧して、電気自動車等(電気を動力源 とする自動車等(道路交通法(昭和35年法 律第105号)第2条第1項第9号に規定す る自動車又は同項第10号に規定する原動 機付自転車をいう。第12号において同 じ。)をいう。以下この条において同じ。) に充電する設備(全出力20キロワット以 下のもの及び全出力 200 キロワットを超 <u>えるものを除く。)をいう</u>。以下同じ。)の 位置,構造及び管理は、次に掲げる基準に よらなければならない。
  - (1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット 以下のもの及び消防長が認める延焼を 防止するための措置が講じられている ものを除く。)を屋外に設ける場合にあ っては、建築物から3メートル以上の距 離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、 又は覆われた外壁で開口部のないもの に面するときは、この限りでない。
  - (2) その筐体は不燃性の金属材料で造 ること。

- (3)から(5)まで (略)
- (6) コネクターと電気自動車等が確実に 接続されていない場合には, 充電を開始 しない措置を講ずること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続さ れ、電圧が印加されている場合には、当 該コネクターが当該電気自動車等から 外れないようにする措置を講ずること。
- (8)から(10)まで (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止 することができる装置を, 当該急速充電 設備の利用者が異常を認めたときに,速 やかに操作することができる箇所に設 <u>ける</u>こと。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝 突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて, 操作に伴う不 時の落下を防止する措置を講ずること。 ただし、コネクターに十分な強度を有す るものにあっては、この限りでない。
- (14)及び(15) (略)
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵 しているものにあっては, 当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除 く。)について次に掲げる措置を講ずる こと。

アからエまで (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のもの にあっては、充電ポストに蓄電池(主と して保安のために設けるものを除く。) を内蔵しないこと。

(18)及び(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

長が指定する日本産業規格(産業標準化法

- (3)から(5)まで (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実 に接続されていない場合には, 充電を開 始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続 部に電圧が印加されている場合には、当 該接続部が外れないようにする措置を 講ずること。
- (8)から(10)まで (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止さ せることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を 講ずること。
- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気 自動車等に接続するための部分をいう。 <u>以下この号において同じ。</u>)について, 操作に伴う不時の落下を防止する措置 を講ずること。ただし、コネクターに十 分な強度を有するものにあっては,この 限りでない。
- (14)及び(15) (略)
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵 しているものにあっては、当該蓄電池に ついて次に掲げる措置を講ずること。

アからエまで (略)

(17)及び(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防 | 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防 長が指定する日本産業規格(産業標準化法

(昭和24年法律第185号)第20条第1項 の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適 合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

- 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対 象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措 置を講じなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当 な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置 及び当該喫煙所における「喫煙所」と表 示した標識の設置(健康増進法(平成14 年法律第103号)第33条第2項に規定 する喫煙専用室標識を設ける場合にお <u>いては,この限りでない。</u>)
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と 併せて図記号による標識を設けるときは, 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識 と併せて設ける図記号にあっては国際標 準化機構が定めた規格第7010号又は日本 産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫 煙所」と表示した標識と併せて設ける図記 号にあっては国際標準化機構が定めた規 格第7001号又は日本産業規格 Z8210 に適 合するものとしなければならない。
- 場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下 (通行の用に供しない部分を除く。)以外の 場所に設けなければならない。 ただし、 劇 場等の一部の階において全面的に喫煙が 禁止されている旨の標識の設置その他の 当該階における全面的な喫煙の禁止を確

(昭和24年法律第185号)第20条第1項 の日本産業規格をいう。)に適合するもの としなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第23条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の場合において、併せて図記号によ る標識を設けるときは、別表第7に定める ものとしなければならない。
- 4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対 象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措 置を講じなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当 な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置 及び当該喫煙所における「喫煙所」と表 示した標識の設置(併せて図記号による 標識を設けるときは、別表第7に定める ものとしなければならない。)

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇 5 前項第2号に掲げる場合において、劇場 等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通 行の用に供しない部分を除く。)以外の場 所に設けなければならない。 ただし、 劇場 等の一部の階において全面的に喫煙が禁 止されている旨の標識の設置その他の当 該階における全面的な喫煙の禁止を確保 保するために消防長が火災予防上必要と 認める措置を講じた場合は,当該階におい て喫煙所を設けないことができる。

6及び7 (略)

するために消防長が火災予防上必要と認 める措置を講じた場合は、当該階において 喫煙所を設けないことができる。

6及び7 (略)

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及 び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の取手市火災予防条例(以下「新条例」という。)第1 1条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第78号) 附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される 健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条 第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第2 3条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前 の例による。